

5 指定統計第26号 農林業センサス
様式 第9号

昭和35年2月1日現在

1960年世界農林業センサス

社 所有山林
共 保有山林
団 市町村外
部 人工林
財 比率

販売年数
総販売額
労力大小
料定
植林年数

林業調査票(II)

(農林省)

都道府県 市 郡 町 村
(旧市町村) (農林業) (調査区) (番号)

林業事業体番号 名称または氏名 代表者氏名

〔判定〕 (A, B のどちらかを○で囲む)

1. この林業事業体の所有山林・借入山林・分収林・割地などの山林からの収入や林産物について、その一部または全部を、部落費や部落の公共事業に使うことがありますか
 ある () ない ()
 ↓
 A₁

2. それでは、この林業事業体の山林は、昔からのしきりによってもっていたり、利用しているもの、あるいは昔からのしきりによって他のものに利用させている山林ですか
 そうだ () そうでない () わからない ()
 ↓
 A₂

3. それでは、この山林の権利者になるための資格のうちで、どここの部落に住んでいるものに限るという制限がありますか
 ある () → A₃ ない () → B

部落の説明

ここで部落というのは、一般に部落というのと大体同じと考えるとよいけれども、次の約束をおぼえておいてください

◆組・小字・字・大字・区・旧市町村など、その呼びかたに關係なく、その地域を部落と考えます

◆二つ以上の部落の共有の場合は、その数部落の範囲も、別の一つの部落と考えます

判定で

A₁ となったものは調査票の全部をきく

B₁ となったものは点線の枠内はきく必要がない

〔1〕山林面積

○ 現況が山林であれば地目はいません

○ 市町村外や県(都道府)外にある山林も入れます

○ 面積は台帳面積でなく、実際の面積を教えてください

○ 採草や放牧する山林も含みます

1. (1) 山林面積について教えてください

所有山林		町	反	畝
○ 割地してもらって、割替えされたいものは所有山林に含める	①			
○ 他人へ割地してやっている山林で、割替えしないものは所有山林から除く				
この所有山林				
分収林を設けさせている山林	②			
貸している山林	③			
〔① - ② - ③〕	●			
他人の土地へ分収林を設けている山林	④			
借りている山林	⑤			
割地してもらっている山林 割替えされる山林	⑥			
〔④ + ⑤ + ⑥〕	●			
この面積(●)のうち、又割地したり、分収林を設けさせたり割地をやっている山林	⑦			
〔⑦ - ⑧〕	●			

では、この林業事業体が単独で利用経営できる山林は、結局

◆ 以下これを「保有山林」と呼びます

②が5町以上なら以下全部きく
 ①が1町以上5町未満なら、以下
 ☆の項と太枠の欄だけきく
 ②が1町未満なら Aは(●)とふ Bは割地終了

2. この事業体の保有山林で

市町村内にいる面積		町	反	畝
他市町村 県(都道府)内	①			
にある面積 県(都道府)外	②			
計〔① + ② + ③〕	●			

3. 保有山林について、主産物を権利者に共同で採取利用させている山林と、そうでない山林の面積は

財産区		町	反	畝
市町村				
地方公共団体の組合				
都道府県				
国				

計〔① + ②〕 ●

〔山林面積符号〕

区分	所有 ①	保有 ②
1 反未満	00	20
1 反以上 3 反未満	01	21
3 反以上 5 反未満	02	22
5 反以上 1 町未満	03	23
1 町以上 3 町未満	04	24
3 町以上 5 町未満	05	25
5 町以上 10 町未満	06	26
10 町以上 20 町未満	07	27
20 町以上 30 町未満	08	28
30 町以上 50 町未満	09	29
50 町以上 100 町未満	10	30
100 町以上 200 町未満	11	31
200 町以上 500 町未満	12	32
500 町以上	13	33

〔市町村内外符号〕

① の み	1
① と ②	2
① と ③	3
① と ② と ③	4
② の み	5
② と ③	6
③ の み	7

〔2〕保有山林の内容

1. 保有山林の面積を竹林、特殊樹林、樹林地の別に教えてください

竹 林 ①	特殊樹林 ②	樹 林 地 ③	計〔①+②+③〕 ●
町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝

mm (●は②と一致)

2. 樹林地の内容を教えてください。(保有山林が5町未満のものは、太枠の欄だけきく)

	総 数 (イ) [(a)+.....+(h)]	伐 採 跡 地 (ロ)	10 年 生 以 下 (ハ)					11 ~ 20 年 生 (ニ)		21 ~ 30 年 生 (ホ)		31 ~ 40 年 生 (ヘ)		41 年 生 以 上 (ト)		
			町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝	町	反
人 工 林																
針 葉 樹 ①																
広 葉 樹 ②																
計 (①+②) ●																
天 然 林																
針 葉 樹 ④																
広 葉 樹 ⑤																
計 (④+⑤) ●																
合 計																
針 葉 樹 (①+④) ●																
広 葉 樹 (②+⑤) ●																
計 (⑦+⑧) ●																

mm (●は樹林地③と一致)

〔人工林比率符号〕

なし	0
10% 以下	1
11 ~ 20 %	2
21 ~ 40 %	3
41 ~ 60 %	4
61 ~ 80 %	5
81 % 以上	6

人工林比率 (●) × 100
%

【3】植林・施肥

1. 保有山林へ、この1年間に植林しましたか（補植を除く）
した（ ） 植林した土地とその面積は
しない（ ）

人工林の 伐採跡地へ①	天然林の 伐採跡地へ②	山林でなか った土地へ③	計 〔①+②+③〕④
町 区 畵	町 区 畵	町 区 畵	町 区 畵

2. それでは、保有山林へ昭和30年から33年までの4年間に、植林した年を教えてください

昭和30年 昭和31年 昭和32年 昭和33年 昭和34年 計

() () () () () 年

〔1カ年もなければ0と記入〕

3. 保有山林へ、この1年間に化学肥料をやりましたか

やった（ ） やらない（ ）

0	0
1カ年	1
2カ年	2
3カ年	3
4カ年	4
5カ年	5

【4】林産物

1. 保有山林から、この1年間に販売したり、自家用に生産した林産物について教えてください（現物で分配したものは自家用に含める）

	用材	木炭	薪	木炭の原木	薪の原木	そだ	竹材	特殊林産物	計
	立木	薪材							
販売量①	立方メートル	立方メートル	噸						
販売金額②	円	円	円	円	円	円	円	円	円
自家用・その他の生産量③	立方メートル	立方メートル	噸						
計〔①+③〕④	立方メートル	立方メートル	噸						
自家用・その他の生産物に あてたもの⑤ （現物を）	立方メートル	立方メートル	噸						
権利者に分配 したもの⑥ （現物を）	立方メートル	立方メートル	噸						

2. それでは、保有山林からこれらの林産物を、昭和30年から33年までの4年間に販売した年を教えてください

昭和30年 昭和31年 昭和32年 昭和33年 昭和34年 計

() () () () () 年

〔1カ年もなければ0と記入し〔5〕へ記入〕

0	0
1カ年	1
2カ年	2
3カ年	3
4カ年	4
5カ年	5

3. この5年間の総販売金額は、次におきする区分のどれに該当しますか（該当符号を○で囲む）

販売なし	0	5万円未満	1	5万円以上 10万円未満	2	10万円以上 50万円未満	3	50万円以上 100万円未満	4	100万円以上 250万円未満	5	250万円以上 500万円未満	6	500万円以上 1,000万円未満	7	1,000万円以上	8
------	---	-------	---	-----------------	---	------------------	---	-------------------	---	--------------------	---	--------------------	---	----------------------	---	-----------	---

【5】労力

保有山林の仕事にかかった、この1年間の労力を教えてください（保有山林が5町未満のものは太神の項だけ書く）

	取				種		山林の 植林・手入れ(イ)	計 [(イ)+(ロ)] (ト)
	保有山林の原木 による製材 (イ)	保有山林の原木に よる製材・そだ (ロ)	保有山林の用材・ 竹材の伐出 (ハ)	保有山林の特殊 林産物の採取 (ニ)	小計 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)			
雇用・請負労力 ①	人	人	人	人	人	人	人	人
その他の労力 ②								
計 (①+②)	●							■
その他の労力 のうち権利者の 義務労力	有償 無償	④	⑤					

0	0
1～10人	1
11～20人	2
21～50人	3
51～100人	4
101～200人	5
201～500人	6
501～1,000人	7
1,000人以上	8

【6】権利者・その他

1. この事業体の山林に対し、昔からのしきたりによる利用の権利がある。
現在の権利者の数は（ ）戸

2. この権利者の大半が住んでい

農業集落より大きい（ ） 同じ（ ） 農業集落より小さい（ ）

3. この権利者となるための条件は（該当するものに○印）

- (1) 新しく加入することは全然許されない……………()
(2) 分家や増村したものだけ加入が許される……………()
(3) 部落の住民としての資格をもてば加入が許される……………()
(4) 部落内の人ならば、株や口などの権利を買えば加入が許される……………()
(5) 部落外の人でも、株や口などの権利を買えば加入が許される……………()
(6) その他……………()

◆ 部落の説明を参照

その他の権利者
具体的に

4. 権利者がよそへ転出するとき、その権利はどうなりますか（○印を1つに）

- (1) 権利はなくなり、脱退金ももらえない……………()
(2) 権利はなくなるが、脱退金ももらえる……………()
(3) 部落へ売らなければいけない……………()
(4) 部落内の権利者に対してだけ売ることができる……………()
(5) 部落内のものなら、権利者でなくても売ることができる……………()
(6) そのまま権利者である……………()
(7) 部落外のものに売ることができる……………()

◆ 部落の説明を参照

5. (1) この5年間（昭和30～34年）に、保有山林や、貸したり分収させた
りなどしている山林について、収入がありましたか

（前に〔4〕で書いた、5年間の林産物総販売金額のほかに）
地代、分収分配金、土地売却収入、使用料なども含む
あった（ ） なかった（ ） 6へとぶ

- (2) この収入は何に使いましたか（該当するものに○印）

- イ. 部落費や部落の公共事業費に使った……………()
ロ. 保有山林の造林事業費に使った……………()
ハ. 市町村の費用に使った……………()
ニ. 権利者へ分配した……………()
ホ. その他……………()

6. では山林についての収入があったときは、その収入の一部または全部を
権利者へ分配するたてまえになっていますか

なっている（ ） なっていない（ ）

（予備欄）

調査員
氏名・印